

別紙

2. 審議事項

(1) 浦幌町地域福祉計画〈第3期計画〉(素案)について

山田会長～それでは、2の審議事項に入ります。「(1) 浦幌町地域福祉計画〈第3期計画〉(素案)について」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局～それでは、本日の審議会における日程についてご説明いたします。

この後、審議事項として「浦幌町地域福祉計画〈第3期計画〉(素案)」についてご審議いただきますが、前回の審議会ですと説明しておりますので、前回の審議会で見解のあった、現行の第2期計画の評価及び第2期計画と第3期計画の変更及び追加の部分についてあらためてご説明させていただきますのでご審議いただきたいと思いますと考えております。

その後、協議事項として、「浦幌町地域福祉計画〈第3期計画〉(素案)のパブリックコメントの実施について」と、「第3回浦幌町地域福祉計画策定審議会の開催日程について」をご協議頂きたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

山田会長～ただいま、事務局から説明を受けましたが、よろしいでしょうか？

全委員～了承

山田会長～それでは、事務局から説明願います。

(事務局より計画素案の説明)

①第2期計画の評価について説明。○と△による自己評価。△の箇所について理由を説明。

②青：追加の箇所、赤：削除の箇所、緑：第2期からの変更箇所

③第1章から第3章までを一括説明。審議。

山田会長～「第1章」から「第3章」までの説明がありました。何かご意見、ご質問はありませんか？

委員～人口世帯の推移(P7)について、第1、2期計画は国勢調査の数値、第3期計画では住民基本台帳の数値となっておりますが、その理由を掲載しないのでしょうか。

事務局～第3期計画では、平成27年国勢調査の結果がまだ公表されていないことから、住民基本台帳を資料として最新の数値を出しています。前回の素案では、過去の国勢調査と住民基本台帳が混同した表を掲載しており、推移に一貫性がなかったことから、今回の資料ではすべて一新し、住民基本台帳の数値としました。ご質問のあった、資料を変更した理由については、掲載しなくても特に問題ないもの

と考えています。

委員～5年間で世帯が約100人、人口が約500人減少していますが、この数値で核家族化が進んでいると言えるのでしょうか。

委員～「世帯構成の推移」なので、1世帯あたりの人数よりも、どういう人で構成されているか（例：独居老人世帯、老夫婦世帯など）を考えることが重要ではないでしょうか。

事務局～一旦、事務局内で整理させていただき、パブリックコメント前に反映させたいと思います。

委員～障がい者の現況（P8）について、近年は発達障害などといった目に見えにくいものも増えてきています。これらのケアも必要となりますが、町民の認知度が低いと思われるので、なんらかの策を講じていただきたいと思います。

事務局～本計画には障害者手帳の所持者数を掲載しておりますが、ご指摘のとおり、手帳は持っていないだけでも発達障害などを抱えた人が増えてきています。18歳未満の場合は子育て支援センター、18歳以上の場合は保健福祉課社会福祉係で相談を承っておりますが、そのような人が実際にどれくらいいるのかは不明です。具体的な政策については、下位計画である「浦幌町障がい者計画・浦幌町障がい福祉計画」で考えていきたいと思っています。

山田会長～「第4章」から「第5章」までの説明をお願いします。

事務局～第4章から第5章までを説明

山田会長～「第4章」と「第5章」の説明がありました。何かご意見、ご質問はありませんか？

委員～浦幌町徘徊高齢者等SOSネットワークシステム（P15）について、事前に登録が必要となっておりますが、もしも事前登録していない人が突然行方不明となった場合、どのような対応をするのでしょうか。

事務局～この事業は、高齢者などが行方不明となったとき早急に対応できるよう、事前に情報をいただき、有事の際には町内事業者などへ情報提供するという仕組みになっております。個人情報を提供することになりますので、あらかじめ同意をいただかなくてはなりませんので、事前申請という形をとっています。もしも事前登録していない人が突然行方不明となった場合については、役場、警察、消防署などが連携し捜索を行います。

委員～地域での学び、遊びの場（P17）とは、学童保育所や認定こども園のことを指すのでしょうか。

事務局～それらの施設も含めた地域全体を指します。関連する部署とも連携し、取り組んでまいりたいと思います。

委員～手話通訳者の派遣（P19）について、昔は手話通訳の講習を町で行っていたこともありますが、現在町内に手話通訳者はどれくらいいるのでしょうか。また、手話通訳を必要としている人はどれくらいいるのでしょうか。

事務局～手話通訳を必要としている人については、身体障害者手帳（聴覚）の所持者数ということでの人数は把握していますが、手話通訳者の数は不明です。手話通訳者の派遣については、北海道、北海道ろうあ連盟と契約し、派遣する体制になっております。契約に係る費用は町の負担となりますが、近年は実績がありません。ちなみに、要約筆記者¹の派遣については、帯広市の要約筆記サークルと契約し、事業を実施しています。これは、本年度1件の実績があります。

委員～障害者差別解消法の合理的配慮（P20）について、障がい者を雇用している事業者も、正当な理由なしに雇用を拒否することを禁止するといった内容も含まれているので、補足させていただきます。

事務局～ご意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。

3. 協議事項

（1）浦幌町地域福祉計画〈第3期計画〉（素案）のパブリックコメントの実施について

①実施予定期間 2月3日（金）から2月24日（金）まで

②実施方法 （ア）町広報紙による周知

（イ）町ホームページによる周知及び閲覧

（ウ）文書による閲覧

（保健福祉センター、役場庁舎、役場上浦幌支所、吉野公民館、厚内公民館）

¹ 要約筆記者：手話がわからない聴覚障がい者のために、話されている内容を要約し、文字として伝える通訳者のこと。一例として、パソコンを使い、プロジェクターに表示させるというものがある。

山田会長～それでは、「3. 協議事項（1）浦幌町地域福祉計画〈第3期計画〉（素案）のパブリックコメントの実施について」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局～前回、1月13日開催の第1回策定審議会においてご説明いたしましたが、本日、ご審議頂いた結果に基づきまして、2月3日（金）より2月24日（金）までのおよそ3週間の期間でパブリックコメントの募集を予定しております。その後、2月末に第3回目の審議会を開催したいと考えております。第3回目の会議では、パブリックコメントで頂いたご意見等を踏まえた計画素案について、改めてご意見等を頂き、会議後、答申についての審議をしたいと考えておりますのでよろしくご願いたします。なお、パブリックコメントの実施につきましては、前回の審議会の中で意見が出されましたが、その通知についてはすでに町内回覧で「予告」という形で周知をしております。素案文書については、保健福祉センターのほか役場町民課窓口、上浦幌支所、吉野公民館、厚内公民館の配置を予定しています。

山田会長～ただいま、事務局から説明を受けましたが、何かご意見、ご質問はありませんか？委員の皆様から、今日の議題、または、関連したその他のことでも結構ですが、何かありませんか？

委員～帯広市では、視覚障がい者のために広報を音声に録音して図書館などに設置していると聞いたことがありますが、浦幌町ではそのようなことは行っていないのでしょうか。

事務局～担当は別の部署になりますが、浦幌町では実施しておりません。

（2）第3回浦幌町地域福祉計画策定審議会の開催日程について

平成29年 月 日（ ） 時より

・審議会予定事項

- ①パブリックコメントの実施状況について
- ②浦幌町地域福祉計画〈第3期計画〉（案）審議
- ③浦幌町地域福祉計画〈第3期計画〉（案）に係る答申について

山田会長～続いて、「（2）第3回浦幌町地域福祉計画策定審議会の開催日程について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局～先ほどもご説明いたしましたが、この後、およそ3週間のパブリックコメントの募集を予定しております。第3回目の審議会にて答申について審議をいただきたい

と考えています。

(日程を調整)

山田会長～それでは、次回の審議会は、2月28日、火曜日、午後2時から開催の予定といたしますので、委員皆様のご出席の程よろしくお願いいたします。

4. その他

山田会長～4. その他を議題とします。委員皆様から、今日の議題、または、関連したその他のことでも結構ですが、何かありませんか？

全委員～なし

山田会長～事務局から何かありますか？

事務局～なし

山田会長～ それでは、本日はこれで終了します。大変お疲れ様でした。